

個人向け ケアワーカー・家政婦(夫)紹介 ご利用案内

家庭生活(在宅・病院等)を支援するケアワーカー[家政婦(夫)]を紹介いたします。

標準賃金および手数料

賃金は、求人者と求職者(ケアワーカー)との合意により決定されるものですが、ここには目安として標準の賃金とその運用方法を掲載してあります。

■ 基本賃金

家事一般 要介護者の介助 病院付添など	就業形態	基本賃金	紹介手数料 (賃金の13%)	合計
	日勤・パート 1時間の時間給(最低3時間より)	1,140円	148円	1,288円
	泊り込み 原則 9:00～翌日 9:00 睡眠・食事などの休憩時間含む実働 10時間分目安	11,400円	1,482円	12,882円
	夜通勤 原則 20:00～翌日 8:00 仮眠などの休憩時間含む実働 10時間分目安	10,944円	1,422円	12,366円

※有資格者(看護師等)を条件とする求人には、基本賃金が変わることがあります。

※夜間から早朝にかけての時間帯の勤務は、基本賃金が変わります(泊り込み・夜通勤を除く)。

夜間料金 20:00～22:00 パート1時間単位×1.25

深夜料金 22:00～5:00 パート1時間単位×1.50

早朝料金 5:00～8:00 パート1時間単位×1.25

■ 割増賃金 以下の場合などは基本賃金が割増となります。

- ・季節割増 … 年末年始(12月29日～1月3日)、お盆(8月13日～8月15日)の就業は基本賃金が20%割増となります。
- ・短時間割増 … 1回の就業が3時間未満となるときは、すべて3時間の料金とさせていただきます。
- ・その他 … 一般的な家事の範囲を超える場合(引越、大掃除、広範囲の仕事、ご家族人数が5名以上の場合など)、要介護者が複数名の場合、要介護者が特殊重疾患・感染症などで格別な対応が必要な場合、泊り込みや夜通勤の就労で要介護者の状態などが原因でやむを得ず実働時間が超過してしまう場合など、就労条件により基本賃金が割増しとなることがあります。

■ 実費負担

- ・交通費等 … 就労者の往復交通費手当のご負担をお願いいたします(公共交通機関利用の場合は実費、自動車・バイクの場合は¥25/km 程度(変動あり)と駐車料金(必要な場合)、徒歩や自転車通勤の場合でも条件によっては応分負担をお願いすることもあります)。
- ・業務上の必要物(経費) … 家事のための道具類・材料、介護のための諸式(オムツ、使い捨て手袋、タオル等々)など。
- ・寝具代 … 泊り込み・夜通勤の場合には就労者用の寝具等のご用意をお願いいたします。

■ その他注意点

- ・紹介目的以外の業務に従事させないようにお願いいたします。
また、介護業務が中心の就労の場合、不急の家事的業務やご家族のための業務は対応しかねる場合もあります。特に介護業務では、安全・平穏状態維持のため、時間的、物理的な余裕が必要とされることをご理解ください。
- ・勤務予定当日のキャンセルについては、予定賃金及び手数料の当日分100%の負担をお願いいたします。
- ・労働時間が長時間にわたる場合は、適宜休憩時間をお与えください(労働基準法参照)。
- ・金品の貸借に関しましては、当紹介所は責任を負いかねます。
- ・採用前の面接は可能ですが、採用決定後の仕事内容の指導・説明・打合せ等には賃金が発生いたします。

■ 紹介所への手数料など

1. 求人受付事務費	申し込み1件(1就労期間[6ヶ月内])につき、900円(消費税を含む)
2. 紹介手数料	就労者賃金の13%(消費税を含む) 上記「基本賃金」表中の「紹介手数料」参照

■ お支払い

- 原則として、お支払いは、賃金等・手数料等の合計額を就労終了後に直接お支払いいただくこととなります。
- ・締め日、支払日 … 原則として「月末締め、同日払い」とさせていただきます(不定期・一時的就労を除く)。

求人(ケアワーカー・家政婦)依頼の流れ

以下は「職業紹介制度(後述)」による一般的なご依頼の流れとなります。

● 求人お申込み・受付け

お電話、ファックス、電子メール等でお申込みください。

氏名、住所、連絡先のほか、ご希望の就労条件(内容、スケジュール等)を極力詳しくお伝えください(お電話の場合は適宜必要事項をお尋ねしますのでお気軽にお問合せください)。

● 求職登録者の手配

登録されている求職者より、就労条件に近い方を探し、調整(就労条件の明示等)・手配いたします。

※求人内容、求職者登録状況により必ずしもご希望に合う手配ができない場合もございます。

● 就労者紹介・雇用契約・就労

手配ができればご紹介させていただきます。時間的な余裕がある場合は面接も可能です。

双方の合意により雇用契約を締結し(口頭のみの場合もあります)、スケジュールに従い就労していただきます。

● 雇用終了

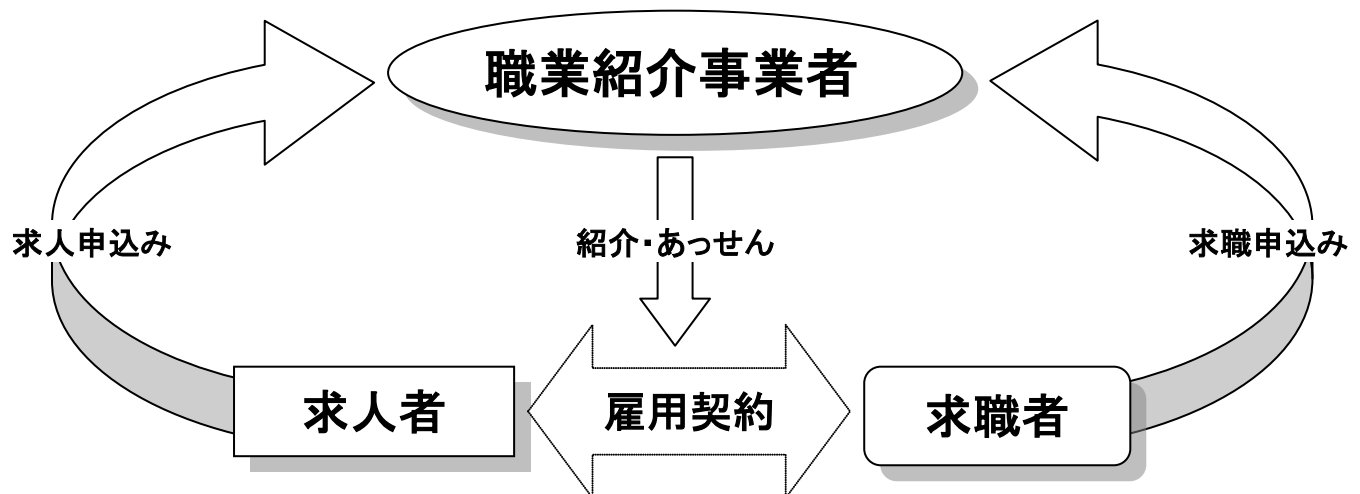
求人・雇用が必要でなくなった場合には極力お早めにお伝えください。

職業紹介制度について

● 職業紹介制度とは

職業安定法の規定する職業紹介事業制度に基づき、求人および求職申し込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんする事業制度です。事業者は厚生労働大臣の許可が必要です。

ケアワーカー・家政婦さんの仕事もこの「職業紹介制度」により成り立っています。



※請負制度・派遣制度との違い

労務・役務を対象とするサービスにはほかに「請負制度」、「派遣制度」があります。請負制度は「請負者(会社等)と利用者との請負契約」、派遣制度は「派遣会社と利用者との派遣契約」により成立します。

職業紹介制度は、「働く方と利用者との雇用契約」により成り立つものであって、制度的に異なります。

● 賠償責任保険

就労者は不測の事態に備え職業紹介制度専用のケアワーカー賠償責任保険にも加入しています。

あっとわーく 職業紹介サービス 厚生労働大臣許可 23-ユ-300135 (事業者:株式会社インフォレックス)

〒467-0066 名古屋市瑞穂区洲山町 2-32 新瑞ターミナルビル 1階 TEL:052-852-1186 HP:<http://atwork-gr.com/>

事務所営業時間:9:00~17:00

事務所定休日:日曜日・祝祭日・第3土曜日・年末年始休暇(12/29~1/3)・夏季休暇(8/13~8/15)

※時間外、休日でも電話転送対応はしております。留守番電話に切り替わることもありますのでその場合はご用件等をお知らせください。

このご利用案内の内容は、予告なく変更となる場合もあります。ご了承ください。20150701